

# 岐阜県公報

第三千四十一号  
平成三十一年四月十九日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

道路の区域変更 (道路維持課) 二二三<sup>ページ</sup>  
 道路の供用開始 (同) 二二三

### 公 示

基本測量の終了 (用地課) 二二三  
 公共測量の終了 (同) 二二三  
 土地改良区役員の退任及び就職 (西濃農林事務所) 二三六  
 土地改良区の定款の変更認可 (同) 二三七  
 土地改良区の定款の変更認可 (可茂農林事務所) 二三七  
 平成三十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、  
 大学卒程度試験、短大卒程度試験(土木)、資格免許職試  
 験(薬剤師・保健師・臨床検査技師A)及び市町村立小中  
 学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施 (人事委員会) 二三七  
 正 誤  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定中訂正 (砂防課) 二四二  
 災害危険区域の指定中訂正 (建築指導課) 二四三  
 災害危険区域の指定に関する告示の一部改正中訂正 (同) 二四三  
 土砂災害特別警戒区域の指定中訂正中訂正 (砂防課) 二四三  
 土砂災害特別警戒区域の指定中訂正 (同) 二四三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十一年四月十九日

## 告 示

岐阜県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延 長 ル(メートル)	備 考
県道	多治見線 八百津線	可児市兼山字外町川方一 二〇七番四地先から 同市同字同 二〇九番四三地先まで 可児市兼山字外町川方一 二〇七番四地先から 同市同字同 二〇九番四三地先まで 可児市兼山字外町川方一 二〇七番四地先から 加茂郡八百津町和知字下 久後一〇三二番五五地先 まで	前 A 後 B	七〇 二〇〇	三〇〇 二五五〇	A B及び 係図は に示す 敷地を 分るに うをい A及び Bは知 道は和 兼山停 車場と 専用線

岐阜県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
大巣岐野南線	瑞穂市森字四ツ島四八四番一 地先から	同市同字同	四八〇番地	六〇・五	平成三〇・四・一九	平成二六・二・二六

岐阜県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	---------------------

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
青栗野原線	不破郡垂井町綾戸字不破ノ初 三三八番三地先から	同郡同町同字同	三四八番一地先まで	四〇・三	平成三〇・四・一九	平成二六・二・二

岐阜県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日ほか）
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町上佐見字下島三四五三番地先から	同郡同町同字南方三六二番地先まで	二四〇・〇	平成三〇・四・一九	平成二六・三・一六

公示

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

三 作業期間

平成三十年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業期間

平成三十年八月二十一日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡神戸町、

輪之内町及び安八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量、河川測量）

三 作業期間

平成三十年九月二十五日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

大垣市、瑞穂市、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量、河川測量）

三 作業期間

平成三十年九月二十五日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

大垣市、瑞穂市、本巣市、養老郡養老町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

各務原市

二 作業種類

公共測量（共用地図データ更新整備業務）

三 作業期間

平成三十年五月一日から

平成三十一年三月二十九日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成三十年七月五日から

平成三十一年三月二十六日まで

四 作業地域

関市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年一月二十九日から

平成三十一年二月二十二日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十一年二月六日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

公共測量（都市計画図作成）

（都市計画図作成）

公共測量（都市計画図作成）

（都市計画図作成）

三 作業期間

平成三十年七月二十五日から  
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年九月三日から  
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年九月三日から  
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
可児市
- 二 作業種類  
公共測量（道路台帳補正）
- 三 作業期間  
平成三十年十月十一日から  
平成三十一年三月二十七日まで
- 四 作業地域  
可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市教育委員会教育長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
可児市教育委員会
- 二 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業期間  
平成三十年十月十一日から  
平成三十一年一月三十一日まで
- 四 作業地域  
可児市

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
西輪中土地改良区	平成三〇・三・三三	理事	水谷 好	海津市南濃町吉田	一七〇番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
西輪中土地改良区	平成三〇・四・一	理事	水谷 寛	海津市南濃町吉田	一九〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
不破郡北土部土地改良区	平成三〇・三・三三	理事	森川 祥史	不破郡垂井町平尾	二五二番地の一

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住	所
同	同	同	安田 哲二	同	七二番地
同	同	同	石井 眞弘	同	一三三番地
同	同	同	山口 和春	同	二二三番地の一

土地改良区	土地改良区名	平成 三・四・一	年月日	就任	役員	氏名	住所	番地
同	不破郡北	理	森川	祥史	不破郡垂井町平尾	二五二番地の一	七二番地	一三七番地
同	同	同	安田	哲二	同	一〇六番地	同	七六二番地
同	同	同	森川	直守	同	同	同	一八八番地
同	同	同	山口	和春	同	二二三番地の一	同	二二一番地
同	同	同	吉田	敏光	同	一三七番地	同	六九一番地
同	同	同	高橋	幸次	同	七六二番地	同	一六八番地
同	同	同	市川	清	大垣市青野町	一八五番地	同	同
同	同	同	桐山	茂司	同	三七番地	同	同
同	同	同	藤井	昭博	同	一〇七番地二	同	同
同	同	同	藤井	太市	同	八八番地	同	同
同	同	同	多賀	良一	同	三三番地	同	同
同	同	同	水上	智元	同	一四番地一	同	同

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
高須輪中土地改良区	平成三一・四・八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
可児土地改良区	平成三一・四・一九

平成三十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験、短大卒程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成三十一年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒業程度試験、短大卒業程度試験（土木）、資格免許職試験（薬剤師・保健師・臨床検査技師A）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成三十一年四月十九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学院修士課程修了又は大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員、薬剤師・保健師・臨床検査技師Aに関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	大学院修士課程修了者試験								
試験区分	化学	行政	行政	警察行政	福祉	心理	農学	畜産	森林科学
採用予定人員	若干人	六十五人程度	五人程度	十人程度	十人程度	五人程度	五人程度	若干人	五人程度

二 受験資格

試験名	大学院修士課程修了者試験
試験区分	化学
受験資格	次に掲げる者 一 平成三十一年四月一日における年齢が三十一歳未満の者で、学校教育法に基づく大学院において修士課程を修了又は平成三十二年三月までに修了見込みのもの 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

短大卒業程度試験	土木	建築	農業	電気	機械	土木	薬剤師	保健師	臨床検査技師A
	十人程度	五人程度	五人程度	若干人	若干人	若干人	若干人	五人程度	若干人
市町村立小中学校等事務職員大学卒業程度試験	三十人程度								

次に掲げる者  
 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者  
 二 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの  
 イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十二年三月までに卒業見込みの者  
 ロ 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者



<p>資格免許職試験</p>	<p>短大卒程度試験</p>	<p>畜産 森林科学 土木 建築 農業土木 電気 機械</p>	<p>士 木</p>	<p>薬 劑 師</p>	<p>保 健 師</p>	<p>臨床検査技師 A</p>
<p>平成三十一年四月一日における年齢が十九歳以上二十歳未満の者 ただし、学校教育法に基づく大学を卒業（見込み）した者又はこれらに相当する資格を有すると人事委員会が認める者を除く。</p> <p>平成三十一年四月一日における年齢が三十一歳未満の者で、薬剤師免許を有するもの又は平成三十二年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>平成三十一年四月一日における年齢が二十九歳未満の者で、保健師免許を有するもの又は平成三十二年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの</p> <p>次に掲げる者 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成三十二年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの 二 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳未満の者で、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成三十二年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十二年三月までに卒業見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格</p>						
<p>があるとする者</p> <p>次に掲げる者 一 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者 二 平成三十一年四月一日における年齢が二十歳未満の者で次に掲げるもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十二年三月までに卒業見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 1 日本の国籍を有しない者（大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験を除く。） 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。） 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。</p> <p>試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <p>1 第一次試験 （一）日時及び場所 平成三十一年六月二十三日（日）午前八時三十分から岐阜市又は東京都文京区において行います。 （二）方法 （1）教養試験 大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び</p>						

心理学	福祉	警察行政	行政	試験区分	出題分野
				出題	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原則、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等
<p>大学卒程度試験</p> <p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p> <p>大学院修士課程修了者試験</p> <p>(2) 専門試験</p> <p>大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験については、試験区分に応じた専門的知識技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。(行政を除く。)</p> <p>短大卒程度試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p>					
化学	出題	分野	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等	出題	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原則、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等
心理学	出題	分野	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学等	出題	社会学概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査等

農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	試験区分	出題分野		
								出題	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等		
<p>短大卒程度試験</p> <p>資格免許職試験</p> <p>試験区分</p>										出題	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、土木施工等
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	数学・物理、材料学、構造力学、環境原則、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬劑、病態・薬物治療、法規・制度等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等		
農学	畜産	森林科学	土木	建築	農業土木	電気	機械	出題	臨床病態学、形態検査学、生物化学分析検査学、病因・生体防御検査学、生理機能検査学、検査総合管理学、医療安全管理学等		

市町村立小中学校等事務職員大学卒程度試験

試験区分	出 題 分 野
市町村立小中学校等事務職員	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済原論、経済政策、経済事情、財政学、社会政策、社会学、国際関係等

- (3) 論文試験 (短大卒程度(土木)を除く)。  
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。  
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (4) 論文試験 (行政のみ)。  
 識見、論理性、思考力等について試験を行います。
- (5) 作文試験 (短大卒程度(土木)のみ)。  
 表現力、思考力等について試験を行います。  
 なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表  
 平成三十一年七月二日(火)(予定)(行政)にあつては、平成三十一年七月十七日(水)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。  
 岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo/oho/>
- 2 第二次試験  
 第一次試験の合格者に対して行います。
- (一) 日時及び場所  
 平成三十一年七月中旬から八月上旬(予定)(行政)にあつては、平成三十一年七月下旬から八月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。  
 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。
- (二) 方法  
 (1) 口述試験  
 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 集団討論試験(大学院修士課程修了者、行政及び短大卒程度(土木)を除く)

- く。  
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。
- (3) 適性検査  
 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (三) 合格者発表  
 (1) 行政を除く試験区分  
 第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十一年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。
- (2) 行政  
 第一次試験及び第二次試験の結果に基づいて第二次試験合格者を決定の上、平成三十一年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
- 3 第三次試験(行政のみ)  
 第二次試験の合格者に対して行います。
- (一) 日時及び場所  
 平成三十一年八月下旬から九月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。
- なお、詳細は、第二次試験合格者に通知します。
- (二) 方法  
 (1) 口述試験  
 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 集団討論試験  
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。
- (三) 合格者発表  
 第一次試験、第二次試験、第三次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成三十一年九月中旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示す

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われず。

五 給与等

平成三十一年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額、大学院修士課程修了者で二十三万九千九百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十九万八千八百円、短大卒者で十七万三千三百円、医療職(二)給料表適用職員は、大学六卒者で二十一万六千六百円、大卒者で十九万六千九百円、医療職(三)給料表適用職員は、大卒者で二十一万七千六百円、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「修士請求」、「大卒請求」、「短大卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」、「短大卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書きし、〒五八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十一年四月二十六日（金）から五月十七日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十七日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験及び第三次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

正 誤

(原稿誤り)

昭和四十六年二月九日号外(一) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (岐阜県告示第八十九号)

三頁上段の表中

恵那郡山岡町大字上手向字掛地六一五の一

は、

恵那郡山岡町上手向字竹ノ下六一五の一

の誤り。

正誤

(原稿誤り)

昭和五十年五月二日第四千九百七十五号 災害危険区域の指定(岐阜県告示第百五

十八号)三三四頁上段の表中

恵那郡山岡町大字上手向字掛地六一五の一

は、

恵那郡山岡町上手向字竹ノ下六一五の一

の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成十八年三月二十四日号外(四) 災害危険区域の指定に関する告示の一部改正(岐阜

県告示第百二一号)二頁下段の表中

恵那市山岡町大字上手向字掛地六一五の一

は、

恵那市山岡町上手向字竹ノ下六一五の一

誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十三年五月十七日第二千二百四十八号 土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

四三頁上段後から三行目中

城戸

関市武芸川町八幡下流

次の図の

とおり

急傾斜地の崩壊

は

西洞谷川

関市武芸川町八幡下流  
関市武芸川町小知野落洞

次の図の

とおり 急傾斜地の崩壊

とおり 土石流

の誤り。「は」の誤り。「の」の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年一月十一日号外(一) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第百二十一

号)一三頁上段の表中

多々羅1

関市中之保字井ノ野

次の図のとおり

多々羅2

関市中之保字小屋ヶ洞

次の図のとおり

土石流

土石流

は、

多々羅1

関市中之保字井ノ野

次の図のとおり

土石流

の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年三月二十二日号外(二) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第百七

十三号)三〇頁上段の表中

板ヶ谷

関市洞戸片字中浦

次の図のとおり

白山谷1

関市洞戸市場字白山前

次の図のとおり

土石流

土石流

は、

板ヶ谷

関市洞戸片字中浦

次の図のとおり

土石流

の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成二十五年三月二十二日号外(二) 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県告示第百七

十三号)三〇頁下段の表中

市場	関市洞戸市場字柳島	次の図のお
裏山谷	関市洞戸下洞戸字浦山	次の図のお

り 土石流

り 土石流

は、市場

関市洞戸市場字柳島

次の図のお

り 土石流

の誤り。

正誤

(原稿誤り)

平成三十年九月二十五日第二千九百八十四号 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県

告示第四百六十九号)六一八頁下段の表中

鳥屋市4	関市上之保ノクビ
鳥屋市6	関市上之保寺畑平

次の図のとおり

次の図のとおり

土石流

土石流

は、

鳥屋市4

関市上之保ノクビ

次の図のとおり

土石流

の誤り。

平成三十一年四月十九日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社